

昭和戦前期の選挙投票日に関する一考察

荒尾裕治

はじめに

本稿では従来あまり研究がない投票日と曜日の関係性と、投票日決定までの経過を追つてみたい¹⁾。最初に昭和期の選挙(第一六回く第二一回選挙、以下「昭和期の選挙」という場合にはこの期間の選挙を指す)の投票日の曜日を一覧する。そしてなぜ平日となつたのかについて第一七回選挙(普選第二回)を事例にその経過を追うことにする。というのは、新聞史料を読み進めてくると当該選挙の際は、当初政府は投票日を平日とせず、「棄権防止」の立場から日曜日にしよつとする動きが確認できたからである。管見の限りこのことを指摘した研究はないようであるのでここに指摘しておきたい。主に基本史料としては、民政党大分県支部の機関紙的存在の『大分新聞』と、政友会大分県支部の機関紙的存在の『豊州新報』を使用する。

一、法的枠組み

周知のように衆議院議員の総選挙までにいたるのは、衆議院議員の任期(四年)が切れた場合と、衆議院が解散された場

合の二通りである。昭和期の選挙は六回実施されているが、第一六・一七・一八・二〇回は議会が解散されたことによる選挙で、第一九・二一回選挙は衆議院議員の任期が切れたことによる選挙であった²⁾。衆議院議員選挙法第一八条では、解散までの段取りを次の様に規定している³⁾。

〔史料一〕

総選挙ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス。但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ、議員ノ任期終リタル日ヨリ、五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス。

議會開会中又ハ議會閉会ノ日ヨリ、二十五日以内ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ、総選挙ハ議會開会中ノ日ヨリ、二十六日以後三十日以内ニ之ヲ行フ。

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ、総選挙ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ。

総選挙ノ期日ハ、勅命ヲ以テ之ヲ定メ、少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス。

この法律が示すように議会が解散された場合は、解散の日から三〇日以内に選挙を実行すること、投票日は二五日前に決定すること(言い換えれば、解散された日から二五以後に選挙を実施すること)の二つの条件があつた。すなわち、投票日は議会が解散された

日から二五日以後三〇日以内という制約があった。また曜日に関し

(史料二)

表 1

	選挙実施日	曜日	内閣	投票率	大分県下の投票率	
					1区	2区
第16回	1928 (S3) 2月20日	月曜日	田中内閣	80.33%	78.41%	84.71%
第17回	1930 (S5) 2月20日	木曜日	浜口内閣	83.34%	84.61%	89.99%
第18回	1932 (S7) 2月20日	土曜日	犬養内閣	81.68%	83.40%	無投票
第19回	1936 (S11) 2月20日	木曜日	岡田内閣	78.65%	79.14%	80.59%
第20回	1937 (S12) 4月30日	金曜日	林内閣	73.31%	72.81%	無投票
第21回	1942 (S17) 4月30日	木曜日	東条内閣	80.72%	80.36%	83.23%

全国得票率は『日本近代史辞典』より。16・17回は『大阪朝日新聞』で確認。
18・19・20回は『東京朝日新聞』で確認。21回は『大分合同新聞』で確認。
大分県の投票率は各回の『衆議院議員総選挙一覧』より計算した。

ては規定がないので、先の条件を満たせば何曜日でも投票日に設定することは可能であった。昭和期の選挙の曜日を一望すると表一のようなになる。昭和期の投票日は全て日曜日ではない。また議会解散日と投票日の関係で言及するならば、議会が解散された場合はすべて解散日から三〇日後に選挙が実施され、衆議院議員の任期が切れた場合の選挙は、その任期が切れた翌日にそれぞれ行われている。このように一見すると機械的に決められたようにも見えるが、冒頭で記したように第一七回選挙の場合はそうはいかなかった。このことを新聞史料を使って具体的に第二節で検証してみよう。

二、投票日決定までの経緯

『大分新聞』と『豊州新報』で選挙の日程を追っていくと、まず『大分新聞』一月九日付では選挙の日取りを次のように報道している。⁴⁾

政府は第五十七議会解散の方針を固く決し、仮令今後各種陰謀が策されても体勢は如何ともしがたい状態に立ち至り、問題は単に休会明けと同時に進行はれる国務大臣の施政方針演説直後、即ち二十一日これを断行するか、施政方針演説に対し二、三質問を許しその時間の関係上、質問を二十二日まで続行せしめ、二十二日断行するかの点に係り、何れにしても解散が一月二十一日、二十二日の両日中に行はれる事は、今日の情勢より見て間違ひないものと見られて居る、しかして政府は、解散と同時に院内に内務省議を開き、来る総選挙の期日を内定する筈であるが、普選法の定むる所に依れば、総選挙期日は議会解散の日より三十日以内においてこれを行ふ事になつて居るので、二十一日に解散されるれば、二月十九日が解散総選挙満期日となり、二十二日解散となれば、二月二十日が満期日となる訳で、これに対し安達内相は国民投票の実を挙ぐるため、投票には成るべく日曜祭日を選定する方針であるから、総選挙満期日に最も近い日曜祭日を選ぶこととなり、結局二月十六日の第三日曜日が総選挙日となる訳である。

この記事によれば、一月二二日に議会が解散されれば選挙は一九日(史料中の一九日は二〇日の間違い)、二二日に解散されれば二〇日(同じく二二日の間違い)に解散総選挙満期日となるが、安達内

相は「国民投票の実を挙ぐるため」に日曜祭日に選挙を実施する方針なので、二月一六日の日曜日に実施されると報道している。冒頭で記したように『大分新聞』は民政党県支部の機関紙的存在であるが、対立紙の『豊州新報』でも同日付でこの〔史料二〕と全く同じ記事が掲載されているのでこの報道は真実味がかなり高いものと考ええる⁵⁵⁾。また『大分新聞』一二日付の記事では⁵⁶⁾。

〔史料三〕

民政党及び政府方針では、二十二日に解散を断行し日曜日に当たる二月十六日を以て総選挙期日（投票日）としたき意向を有しをるも、二十二日から十六日までの二十五日間は、選挙運動期間の最小限度にして、期間起算上に種々の疑義が生ずるので、態度を決しかねてゐる有様であるが、これに対し内務当局の解釈は、次の如くにして投票日を二月十六日とすることは何等差支なしとしてゐる、即ち

一、衆議院が解散を命ぜられたる場合は、総選挙は解散の日より三十日以内に之を行ふ、総選挙の期日は勅令を以て定め、少くとも二十五日前に之を公布す（普選第十八条）とあるが、一月二十二日に解散を断行し、当日直に総選挙期日を二月十六日と公布したとせば、通常の起算法に従ひ、翌一月二十三日から起算して、二月十六日は二十五日目に当るから差支ない、またこれを行政裁判所流に、当日たる一月二十二

日を加算して数ふれば、二十六日目となりこれまた差支ない。一、ただ問題は総選挙期日の二十五日前といふ前項の規定が、起算日と最終日を除く正味の二十五日間を置かねばならぬといふときは二月十六日は一日不足することとなる、しかしかかることは問題ではないと思ふ、この際は前項の解釈を正しいとせねばならぬ。

一、尤も二月十六日は、日曜日に当り棄権者が少ないとの理由ならば、左程の効果はないと思ふ。或る意味では日曜は却つて一般家庭は娯楽日として、投票の観念を薄くする虞れがある。

一、疑義の余地を残す如きことをせず、ゆとりを残して日曜日を前提とするならば二月廿三日（解散を廿四日として）とし、総選挙期日の公布を少し遅らせた方が安全だと思ふ。

と記載され「史料三」もまた同日付で『豊州新報』にも同じ記事が記載されている。この記事からは当初政府は一月二日に解散（実際は二一日）し、選挙を一六日にすることを報道し、このことは第一節で指摘した衆議院議員選挙法第一八条の二つの規定にも何ら抵触しないことを最初の二書きと二番目の二書きで示している。しかし三つ目の一書きでは棄権防止の立場から日曜日に選挙を実施することは、日曜日は「一般家庭は娯楽日」であるのでかえつて棄権が増えるのではないかという指摘があった。ここで初めて日曜日に決定することに対して問題視している。『豊州新報』は一月

一五日付夕刊で次のように報道している⁹⁾。

〔史料四〕

(前略) 浜口首相も意を決し、休会明け即日二十一日夕刻までには必ず断行すべき模様であるが、解散に伴ふ総選挙は、解散の日より三十日以内に之を行ふこととなつて居り、選挙期日は勅令を以て定め、少なくとも二十五日前に之を公布する規定であるから、政府は解散即日に関する勅令を仰ぎ、内務大臣より其執行命令を発することになるべく、然る場合は恰も一月二十一日より二十五日後の二月十五日は土曜であるから、其翌日十六日は日曜でもあり、棄権防止の見地から此日を投票日と定むるであらう。若し万一日曜以外の平日を総選挙期日とするならば、其間に政府の党略的手段が介在するものと、断ずべきであると各方面共称して居る。

この記事は管見の限り『大分新聞』には見えない記事であり、『豊州新報』の独自の記事だと思われる。この記事では、政府は一月二二日に解散し二月一六日に選挙を実施するであろうと観測している。今までは民政党系の新聞『大分新聞』で見えてきたが、対立紙の『豊州新報』でも選挙を日曜日にするという報道がでていたので、当初政府は「棄権防止」のため日曜日に選挙を実施するという姿勢をとっていたのは事実だと思われる。またもし平日に選挙を実施するならば「政府の党略的手段が介在するもの」と指摘している。このこと

は後述する。また選挙の責任者であった安達内相自身が一月一〇日に車中談で次の様に語っている¹⁰⁾。

〔史料五〕

(前略) 選挙の日取りは各派交渉会の希望もあるので、解散の日取りがうまく行けば休日になりたいと思つて居る

〔史料二〕〔史料三〕では政府は二二日に解散を断行するとしているが、〔史料四〕では二二日断行としてそれぞれには違いがあるが(実際には二二日)、「棄権防止」の立場から日曜日に選挙を実施すると指摘しているしこれに、先の安達の車中談を付け加えれば、当初政府は選挙を日曜日に実施したい意向を持っていたのは確かかなことだと思われる。しかしながら、一三日に首相官邸で会議が開かれ、齋藤隆夫内務政務次官から次のような発言があつた¹¹⁾。

〔史料六〕

投票日については、公休日にこれを行つてもらひたいといふ交渉会の決議であるが、公休日では却つて棄権率を増加するといふ論議もあるので目下考慮中である

ここで初めて政府高官が日曜日を投票日することを疑問視する方

針を示している。この発言を受けてであろうが『豊州新報』では選挙を日曜日にしなないと次のような事が起こると警戒している¹⁰⁾。

〔史料七〕

（前略）内務大臣は恰も、一月二十二日より二十五日目に相当する、二月十六日の日曜を投票日に定めて、これを公布すべしと一般に解せられて居る。然るに去る十三日の政務官会議において斎藤内務政務次官は、法令審査会及其他機関に於て慎重審議の結果、公休日に選挙を行ふ場合は、却つて棄権率を増加すべしとの意見もあるのだ、目下考慮中であると述べ、既に内務首脳部の意向は、休日投票日とすることに、反対に内定してゐるかの如き意思を發表したので、各方面共此の事を非常に重大視し、此れに伴ふ政府の態度を注目してゐる。即ち各派交渉会が特に休日投票日とすべし、と決議したることは前記の如く普選の精神を徹底せんが為にして、内務省首脳部就中安達内相、斎藤次官が此れに反対の意見を蔵するのは、一に下級官公吏工場労働者等の自由を拘束し、其の間上長官又は工場主をして圧迫せしめ、強いて政府党に投票せしむるか、或は故意に棄権せしめ反対党若しくは無産党の進出を妨ぐることによつて、与党の有利を策せんとするもの、と解せられるから、若し政府が内務省首脳部の意見通り平日を投票日に決定する場合には、重大なる政治的社会的問題を惹起するであらう。

この記事は〔史料四〕で指摘した「政府の党略的手段が介在するもの」と通じるものがあると考えられる。すなわち、投票日が日曜日に決定しないと選挙権のある者は会社に出勤することになる。その会社で上司達が「自由を拘束し」また「圧迫せしめ、強いて政府党に投票せしむる」行為や「故意に棄権せしめ反対党若しくは無産党の進出を妨ぐ」ためある種の選挙干渉が行われると警告している。しかしながら、実際には表一のように、第一七回総選挙は二月二〇日の木曜日に行われた。記事を追つていくと『大分新聞』一月十七日付に¹¹⁾

〔史料八〕

衆議院議員投票日を休日にするか否かにつき内務省では、特に危険防止の一策として成る可く休日とする方針であつたが、其後休日投票日とする時には却つて棄権を多くする虞あり、との説が有力となつたので、内務省主脳部間においては、政府与党その他各方面の意見を徴し、協議の結果昨年大阪府會議員選挙の際、休日投票日にしたるため棄権率が著るしく増大した先例にも鑑み、強ひて休日とせず選挙法第十八条の規定に依り、解散の日から三十日目の当日を投票日とすることに意見の一致を見た。従つて解散が二十一日の時、二月二十日投票日となるが会社、工場の勤人労働者の為めに、投票の機会を与へる様、地方長官に訓令を發する方針である（以下略）

として、日曜日になかった理由として日曜日とすると却って棄権が多くなることや、昭和四年に大阪府会議員選挙の際に、投票日を休日にした結果棄権が増大したことを理由に挙げている。また結果的に投票日となった二月二〇日が木曜日であったため、「投票の機会を与へる様」に地方長官(府県知事)に訓令を発するとしている。

〔史料三〕の三番目の一つ書きに指摘してある問題が現実味を帯びたわけである。この政府の決定に対し『豊州新報』一月一九日付夕刊では^⑬

〔史料九〕

(前略)

◇休日を投票日に当てないのは、政府の狡賢い作戦だ。休日に執行してこそ棄権者が少ないのである。之を勤労日にするのは、投票抑止の劣策で普選の新意義を没却した遣り方だ。

◇政府の一部には休日に投票を行へば、無産党の当選率が多いからと云ふ者もある。夫ほど無産党が恐ろしければ、他に対策がある筈である。之を投票抑止に依らうとするのは非立憲の極である。

として政府の態度を批判している。また一月二六日付でも次のように重ねて批判している^⑭。

〔史料一〇〕

選挙期日の点に就き、旧選挙法改正に関する各派交渉会に於て、「公休日を以て投票日とすること」を決議したる所以は、一に棄権防止して普選の精神を一般国民に徹底せしむる、と云ふ点に存するのであるが、実際問題として一に総選挙民を解放して、投票を自由ならしむる場合は、政府の干渉も其の効果極めて少なく、殊に勤労階級及び工場労働者の投票の大半が、無産党方面に集中するの恐れあり、為に政府党としては、其の夢想する絶対多数を獲得し難き結果に逢着すべきを以て、内務当局は強て右の方針を覆す為に、公休日を選挙期日とすることは、国民全体より其の唯一の安息日を奪ふやうものであつて、却つて棄権率を多からしむる所以である、との理由を付し、選挙の最長期間たる二月二十日を投票日に決定公布するに至つた。之は言ふ迄もなく、選挙期間が長ければ長い程、政府は干渉の上に種々便利あり。一方平日に選挙を執行する場合は、①上長官及重役の意思によつて、下級官公吏若くは下級会社員を束縛し、以て政府党に投票せしむることをも、又それ等を禁足して反対党への投票を妨害することも出来る。②工場経営者の圧迫によつて、労働者を棄権の余儀なきに至らしめ、其の投票による無産党の進出を阻止することが出来る。云ふ、二点を政府が特に重要視した結果に外ならず、と観らるる所から各方面共政府の態度を非難すると同時に、極端なる干渉圧迫を予想して厳に警戒して居る。

この記事では、投票日を休日にするのは棄権防止して「普選の精神」を国民に徹底させることであったが、それにも関わらず平日としたのは、会社の上司が行動を束縛し投票行動を妨害することとしている。この点は先に挙げた〔史料七〕でも指摘している。

三、大分県下の棄権防止策

本節では当該選挙においての棄権防止策を、事例的に挙げてみたい¹⁴。その前に現在とそうかわるものではないが、選挙の具体的な手順について確認したい¹⁵。投票時間は午前七時から午後六時までの一時間である。有権者は入場券を持参して投票場に行きそこで入場券と引き換えに投票用紙を受け取り、候補者の氏名を書き投票箱に入れる。また投票用紙に書くことが出来る文字は、漢字、平仮名、カタカナ、ローマ字と朝鮮文字の五種類であった。なお朝鮮文字による投票は浜口内閣において初めて認められた¹⁶。また点字投票も認められ、主に「船舶乗員並びに鉄道列車に乗務するもの、陸海軍人にして演習又は教育召集中のもの、艦船乗務員たる軍属、海上勤務中の者」を対象にした不在者投票も認められている。以上が当時の選挙の手順である。

ではどのような棄権防止策がとられていたのであろうか。それは大きく分けて三つに分けることが出来る。まず一点目は、投票日が木曜日であったため会社などがその日を休日とすることである。二点目は、会社が休日としないまでも投票の為に早引き、遅刻、時間

を繰り合わせることを認めることである。三点目は、その日が投票日であることを周知させる方法である。では新聞記事によって見ていきたい。まずは¹⁷

〔史料一〕

陸軍工廠でも当日は休み 但し次の日曜は不休

各省庁 鉄道省では職員および事務員とも仕事に支障なき限り、時間をくり合せて投票にゆくこと、時間給の人には投票に要する時間も、勤務時間にくりいれて給料を支払ふこと、工場関係は次の日曜日を出勤日とするやう指示したことは既報したが、内務省通信省その他各省とも、ほぼこれと同様な方針をとつてゐる、特に当日一番忙しい役割を勤める警視庁官下一万余の警官達は、勤務が三部制になつてゐるので午前と午後に分れて、投票が出来るやうになつてゐる。情報元締めで当日転手古舞の警保局高等科でも、何とか時間をくり合せて投票、だけにはゆくやうにと、今からくり合せについて打合せをしてゐるやうだ、被服廠、造営廠、砲兵工廠等の陸軍工廠では、当日を全部休業として投票せしめ、次の日曜を出勤することに決定した。

民間各会社

安田関係会社 同社員の出勤時間は午前九時で退けが四時だから、出勤前か退社後かに投票できるだらうから、と会社側では

別に対策を講じては居ない。

芝浦製作所 芝浦と鶴見工場と併すと三千人からの有権者を持つてゐるが、選挙当日は全部休業にして、その代り廿三日の日曜日に勤務させることになつてゐる。

森永製菓会社 このの工場で働く人には、女が多く男はやつと百五十人で、そのうち有権者は七十人位しかないが、当日は平常の勤務時間の午後五時を、三時までにくりあげて、投票権を行使させることになつてゐる。

石川島造船所 二千六百名の職員職工に対しては、特に投票の便宜をはかり二十日は休日とした。

東京電灯会社 一万二千名の職員、従業員一般に対し、午前午後にわたり二時間以内の遅刻、早退を許し、投票のため特に長時間を要する者については、各所属の長に申出でた上、右の時間の延長を許すことになつた。

品川製作所 職工三百名に対し、二十日午後は総て休みとし投票の便宜を与へる。

と報道している。この記事からは各省庁でも棄権防止策はとられており、警視庁では時間を繰り合わせたことや、陸軍工廠では投票日を休日としている。また民間会社では、芝浦製作所、石川島造船所と品川製作所が当日を休日に、森永製菓会社では時間の繰り合わせを行つており、東京電灯会社は遅刻や早退きを認めている。選挙当日の横浜を報道している記事には次のようにある¹⁸⁾。

〔史料二二〕

横浜地方は春陽うららかに絶好の投票日和で、第一区の横浜市は午前七時に三十一箇所の投票場を一齐に開いたが、払暁から沖へ出る船夫や船員などが押し掛け、盲人も混つてゐた。六千名の有権者を有する横浜ドッグ会社は、就業時間を二時間遅らせて投票させたほか、浅野造船その他の大工場、会社などもこの日を公休或は遅出、早引として、従業員に投票の自由を与えたので、出足も非常によく好成績に投票は進み、全市十二万七百十一人の有権者中、午後二時までに約七万五千余名が投票し、このうちには朝鮮文字の投票が許されたのを悦ぶ朝鮮出身者の投票も混つてゐた。

この記事によると、横浜ドッグ会社では遅刻を認め、浅野造船所などは当日を休日や遅刻や早引きを許していた。また盲人や朝鮮人が投票をしていたことが分かる。また労働者が多いと言われた大阪四区でも会社が休日にしたと報道されていた¹⁹⁾。また大分県では次のような通牒が県から各市町村に発せられていた²⁰⁾。

〔史料二三〕

県では棄権防止に関して、既報の通りポスターを作製して全県下に配布したが、なほ近く内務、学務両部長の名をもつて各市町村

長、公立各中等学校長各小学校長に宛て、一昨年二月施行の普選第一次総選挙の際の、本県棄権率は一割七歩五厘を算し、前回大正十三年五月旧法のもとに行はれた、制限選挙の同様率七分に比し、倍以上の多きに及び、然も従来よりの選挙人の棄権率一割二分に対し、新たに選挙人となった者の同様が、約倍の二分一分に達してゐるのは普選の趣旨から甚だ遺憾とするので、各学校では生徒、児童に対し普通選挙に関する講話をなし、これを通じて各家庭に注意を喚起せしむる一方

一、選挙の当日各戸に国旗を掲揚せしむること。

一、選挙の当日投票開始の時刻を期し、寺院は鐘を工場は汽笛を一斉に鳴らすこと。

一、経費の許す範囲に於て、市町村に於て棄権防止に関する『ピラ』を配付すること。

一、工場、銀行、会社等に在りては其の使用人に対し特に投票の便宜を与ふること。

等地方に依り適切な方法によつて棄権防止に最善を尽されたい旨通牒することとなつた（以下略）

おそらくこの通牒をうけてであろうが大分県では様々な棄権防止策がとられていた。例えば²¹⁾

〔史料一四〕

富士紡大分工場では、来る二十日の総選挙に際し、従業員中三百四十名の有権者の便宜を図り、特に十八日の定休日を繰替、棄権防止に努めることにした、なほ右三百四十名の有権者中には大分市で投票するもの二百八十名、大分郡八幡村同六十名を算してゐると

と報道されている。しかし管見の限り会社が投票日を休日としたと報道されているのはこの記事だけであり、大分県の場合は他の棄権防止策がとられた。白杵町では「選挙当日は午前七時の投票開始時刻を期し、各寺院並に公園の時鐘楼は大鐘を撞き、工場は一斉に汽笛を鳴らして棄権防止を計ること」とされ²²⁾また、別府市では「選挙当日に―注荒尾）市内各戸では国旗を掲げ、定刻七時となるや市役所ではサイレンを鳴らして投票を促した」と報道された²³⁾。日田町では「七時投票開始のサイレンを合図に」²⁴⁾とある。大分県ではこのような当日が投票日であることを周知させる方法が多くとられたようである。また次のようなユニークな防止策をもとられた²⁵⁾。

〔史料一五〕

今期総選挙の棄権防止については、内務省は勿論各県当局でも大童になつてこれが宣伝に努めてゐるが、大分市では毎度選挙場に

おける履物の紛失や穿きかへられることで喧しく、之が棄権の一因にもなつてゐるところから、今回より投票場の玄関に下足番を置き、下足札を一々渡して従来の弊を除去する方針をたて、各区長を通じてこの旨を一般に須知せしむることとした。

これらの大分市の下足番などを置くなどの棄権防止策が、どれほどの効果をもつたのかについては実際分らないが、第二回普選の投票率が全国そして大分県でも昭和期の選挙の中で一番高いのである。おそらくこの他にも様々な棄権防止策が全国各地で行われていたものと推測する。この棄権防止策については、先行研究があまり取り扱ってないのでここに強く指摘しておきたい。

おわりに

第一七回総選挙(第二回普選)においては、当初浜口内閣は「国民投票の実を挙ぐるため」投票日を昭和五年二月一六日の日曜日にした意向をもつていた。対立紙である『豊州新報』でもこのことを報道していたことでも裏付けが出来ると思える。これは第一節で指摘した法律の規定にも何ら問題はなかった。その一方で、日曜日とは「一般家庭は娯楽日」であるので逆に棄権が増大するのではないかという懸念も持たれてはいた。しかしこのことを懸念する記事は外には記載されていないことから、投票日を日曜日にもつてくることが主流だったと考えられる。

この流れが変わってくるのが、一月一三日の斎藤内務政務次官の「公休日は却つて棄権率を増加するといふ論議もあるので目下考慮中である」という発言である。そして浜口内閣は休日投票日とした大阪府議会議員選挙の投票率が芳しくなかったことなどを理由にして、二月二〇日の木曜日を投票日に決定した。そして平日であったため地方長官に「投票の機会を与へる」ように訓令を発することになった。この決定に対し『豊州新報』が執拗に問題視していたのは、職場における上司の選挙干渉であった。

二月二〇日の投票日には様々な棄権防止策がとられた。この棄権防止がどれだけ有効であったかは分からないが、第二回普選の投票率が昭和期の選挙では一番高いのである。この点は先行研究でも指摘があまりないので、ここに強く指摘しておきたい。

註

(1)この点を取り扱った研究として中村勝範「第一回普通選挙と無産政党」『法学研究』三五(八)一九六二)では「投票の日と決められたのは二月二〇日であり、それは『月曜日』であった。全無産政党は共同して、来るべき総選挙期日は第三日曜日である二月一九日に変更して、働く者に投票の便宜を計ることを要求したがいれられなかった。」と指摘されている(四〇頁)。

また藤井徳行・小南浩一「兵庫県議選における第一回普通選挙の状況」『選挙研究』一〇(一九九五)では「はじめて選挙権を得た無産階級

も、特に工場労働者については午前7時から午後6時までの投票時間では、物理的に参政権を行使するのも不可能であった。当然このようなことは事前に予想されることであり、県の内務部長から各市町村長へ、工場労働者に投票の便宜を与えるよう配慮されたいとの通牒が一応出されてはいた。しかし、多くの雇い主や資本家には無視されたといえよう」と指摘されている（六二頁）。しかし管見の限り、第二回普選において当初政府が「棄権防止」と立場から、投票日を休日に設定しようとしたことを指摘した研究はないようである。

(2) 第二回総選挙は、第二次近衛内閣が日中戦争を理由に任期を一年延ばしていたので、第二〇回総選挙から五年後に行われた。粟屋憲太郎

「翼賛政治体制」（歴史学研究会編『太平洋戦争史』四 青木書店

一九七二—二〇二頁

(3) 内閣印刷局編『大正年間法令全書』第一四巻 二 原書房 一九九五

四九頁

(4) 「解散は二十一、二日両中選挙は二月十六日 日曜日を選んで決定大勢もはや動かず」（『大分新聞』昭和五年一月九日付）

(5) 「史料二」では「結局二月十六日の第三日曜日」とあるが、『豊州新報』には「結局二月十六日の第二日曜日」とある。他の文字は全て同じであることから考えて、おそらく誤植であろう。

(6) 「総選挙の投票日二月十六日に疑義 内務省側の解釈では別に差し支へない」（『大分新聞』昭和五年一月二日付）

(7) 「総選挙期日は二月十六日か」（『豊州新報』昭和五年一月一五日付夕刊）

(8) 『東京朝日新聞』（昭和五年一月一日付）

(9) 「休日の投票は却って棄権率増加せん」（『東京朝日新聞』昭和五年一月一四日付）

(10) 「休日投票を嫌ふ内務首脳部の魂胆」（『豊州新報』昭和五年一月一日付夕刊）

(11) 「総選挙の投票日は強いて休日を選ばぬ」（『大分新聞』昭和五年一月一七日付）

(12) 「政界談話」（『豊州新報』昭和五年一月九日付 夕刊）

(13) 「選挙日に絡まる政府の魂胆」（『豊州新報』昭和五年一月二六日付）

(14) 最近の研究では、玉井清「第一回普選の投票率と有権者の意識—選挙啓蒙運動を中心に—」（『選挙研究』二二号 二〇〇六）において、第一回普選を事例に棄権防止策について言及している。特に氏は当時の選挙ポスターを研究していることから、それらを使用し政府による選挙啓蒙活動を明らかにしている。

(15) 以下この手順は「投票所での注意是非心得べき事」（『東京朝日新聞』昭和五年二月二〇日付 夕刊）による

(16) 「朝鮮文字の投票有効と決定」（『東京朝日新聞』昭和五年二月一日付 夕刊）なお、ローマ字については一九二〇年（大正九）に認められている。

(17) 「投票日の勤人にどう便宜を計るか」（『東京朝日新聞』昭和五年二月一六日付）

(18) 「主要都市の投票情勢」（『大阪朝日新聞』昭和五年二月二日付 夕刊）

(19) 「恵まれた普選日和に足取り軽く投票上へ」（『大阪朝日新聞』昭和五

年二月二日付 夕刊)では「住友電線、汽車会社、大阪鉄工場などの大工場のある(大阪四区の一注荒尾)此花区も同様、大工場が一斉に休日をくりかへたのが大いに利いたらしい」と報道している。

(20) 「投票の時間には鐘や汽笛を鳴らす」(『大分新聞』昭和五年二月一日付 夕刊)

(21) 「定休日を繰替へ投票便宜を図る」(『大分新聞』昭和五年二月一八日付 夕刊)

(22) 「投票日に鐘や汽笛を鳴す 白杵町の棄権防止」(『大分新聞』昭和五年二月一四日付)

(23) 「『民政党の法被』がイの一番に投票」(『大分新聞』昭和五年二月二日付 夕刊)

(24) 「各地投票状況」(『大分新聞』昭和五年二月二日付 夕刊)

(25) 「棄権防止の二法 投票場に『下足番』大分市の思ひつき」(『大分新聞』昭和五年二月一四日付 夕刊)